

ウィーン売買条約（CISG）の適用範囲に関する一考察

河村 寛 治

目次

はじめに

1. CISGの制定経緯
2. CISGの理論的背景
3. CISGの適用範囲
4. CISGの適用問題
5. CISGの適用排除（オプトアウト）

おわりに

はじめに

この2009年8月1日に、国際物品売買取引に関して、国際的な統一法である「国際物品売買契約に関する国際連合条約」（United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods; CISG）（通常、「ウィーン売買条約」といわれているが、本稿では、「CISG」で統一する。）が、日本においても日本法の一部として効力を生じ、今後わが国を巡る国際売買取引における基本法となっている⁽¹⁾。

従来は、国際物品売買取引に対しては、当事者が国際売買契約等において合意する準拠法や、国際私法（日本では「法の適用に関する通則法」）によって指定される準拠法（各国の国内法、つまり、日本であれば民法や商法等の民商事に関する実体法）が適用されてきたが、このCISGの適用により、国際物品売買取引に関して、売主や買主の所在国の国内法ではなく、国際的な統一法が適用されることとなった。

結果として、従来認識されてきた契約当事者間での準拠法合意のための交渉力の差、各国の国際

私法を經由した準拠法決定の不確実性、外国法の適用に伴う結果の予測可能性の不明確さなど、従来、取引当事者間や裁判所で様々な負担を強いられてきた国際取引の法的障害が除去されることが期待されている。

そこで、本稿では、CISGが日本法の一部となることにより発生するCISGの適用範囲に関して、CISGの基本的考え方を理解するとともに、CISGをそのまま準拠法として問題はないか、それとも適用排除とすべきかについての実務的な問題も含め、検討することとする。

1. CISGの制定経緯

(1) 歴史的背景

国際物品売買取引に関しては、古くからの国際商取引の歴史的発展のなかで、特に国際的商慣習が発達してきた分野である。しかし、それだけでは国際売買に関する問題の法的処理のためには十分といえず、インコタームスなどのように国際商慣習のルール化、様々な国際的統一法の策定への試みや動きが活発であった。つまり、各国の国際売買に関する法の内容がどのようなものであって

も、それに関して国際的なルールや合意が成立すれば、国際的に統一した法的処理が可能となり、売買取引当事者にとってもリスクやその結果についても予見可能性が高まることとなるということから、国際条約による国際的統一法が望まれてきたわけである。

(2) 国際売買取引に関する統一法制定

① ハーグ売買条約

国際物品売買取引に関する国際的統一条約の締結に向けた努力に対して、かならずしも、すべての国や地域に受け入れられるといったものが成立したとはいえない状況であった。それが成功した最初は、ローマに本部がある私法統一国際協会 (International Institute for the Unification of Private Law: UNIDROIT ; ユニドロワ) が作成し、1964年にハーグで開催された外交官会議において採択された2つの国際条約である⁽²⁾。

(i) 「国際物品売買に関するハーグ統一法条約」 (The Uniform on the International Sale of Goods: ULIS) (ハーグ売買条約)

—これは、国際的売買に関する実体法の統一を目的とし、売主や買主の権利・義務と危険の移転について定めている。

(ii) 「国際物品売買契約の成立に関する統一法条約」 (The Uniform Law on the Formation of Contracts for the International Sale of Goods: ULF) (ハーグ成立条約)

—これは、上記ハーグ売買条約を補足し、国際物品売買契約の成立のための申込みと承諾に関する英米法と大陸法との相違を調整しようとしたものである。

しかしながら、これらの2つのハーグ条約については、その内容が理論に偏っていて実際的ではないこと、また、作成に関与した国が西欧諸国に偏っており英米法諸国、発展途上国、共産主義の諸国の意見が十分に反映されていなかったことなどから締約国は少数にとどまった⁽³⁾。ただ、英国では、これを国内法とし、1967年に「国際売買統一法に関する法律」 (The Uniform Laws on International Sales Act 1967) が制定

された。

② ユニドロワ国際商事原則

UNIDROIT (ユニドロワ) は、1971年に国際商事契約の諸原則の起草を決定し、1980年に作業部会を設け、国際契約法をリステイトすることを目標として作業が行われ、1994年に最終草案が承認され、「ユニドロワ国際商事契約原則」 (UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts ; 以下、「ユニドロワ原則」という。) として公表したものである。

このユニドロワ原則は、2004年にユニドロワ原則の新版 (UNIDROIT 2004) が公表されている。旧版と異なる点は、電子商取引の普及に適合するために若干の追加や修正がなされたことである。

このユニドロワ原則の主な目的は、代理人の権限、第三者の権利、相殺、権利の譲渡、債務の移転、契約の譲渡、および出訴制限の期限などに関して追加の条文を用意することであった。その実質的な適用が進んだのは、UNILEXデータベース⁽⁴⁾ (ユニドロワ原則およびCISGに関する判例や文献に関するデータベース) でわかるように相当数の判例や文献が公表されたことによる。

また、後述するとおり、CISGにおいては、国際物品売買契約に関する事項をすべてカバーしていないことから、その不足部分については、ユニドロワ原則を適用することとするというケースも増えており、CISGを採択したUNCITRAL (国連国際商取引法委員会) もCISGの解釈・補充のためユニドロワ原則を適宜利用することを推奨することを決定している (2007年7月)⁽⁵⁾。

(3) CISGの制定作業

1968年、UNCITRAL (The United Nations Commission on International Trade Law; 国連国際商取引法委員会) において、上記2つのハーグ条約が広く採用される見込みがないということから、各国が採用しやすい統一法とすべく改訂作業が開始され、1970年から1978年の間、ワーキング・グループにより2つの条約の改訂案を一本化することとなり、その草案は英語、フランス語、

スペイン語、アラビア語、中国語およびロシア語で公表された。

その後、1980年に国連のウィーンでの外交官会議で検討され、同年4月11日に、国連物品売買契約に関する国際連合条約（CISG）が採択され、1988年1月1日に発効したものである（米国、中国およびイタリアが1986年12月11日に批准書を国連に寄託したことで、1988年1月1日に発効）。このCISGは、その後、順調に締約国を増やし、日本は、71番目の締約国となっている。2009年8月1日現在、締約国は74カ国となっている。

（4）わが国におけるCISGへの加入

① 発効時の状況

上記のとおり、CISGが制定されたのは1980年であり、それが発効したのは、1988年であるが、わが国としてのCISGへの加入は、発効から20年を経過してしまったことになる。1988年（平成元年）には、国連の事務総長からわが国に対して、CISG締結の意向照会が行われ、わが国においても、法務省民事局内に本条約締結のための準備作業部会が設けられ、研究者と貿易実務家の参加をえて検討が行われた。

しかし、この時点では、CISGが国際売買契約に関する統一法として成功するかどうか不確かであったこと、CISGの解釈や適用の予見可能性が低かったこと、さらには、国際売買に関する統一法がないことによる問題は、実務的には、当事者が売買契約において契約内容（準拠法条項も含む）を定めることができることから、経済界（特に貿易業界）がかならずしもCISGの批准に積極的ではなかったことなどにより、また、当時は、バブル経済の崩壊という状況があり、そのための緊急立法課題に優先順位が与えられるという事情もあったことで、CISGの批准作業は中断され批准が見送られたわけである。

② 加入のための検討状況⁽⁶⁾

その後、20年近くを経過し、CISGも70カ国（2007年1月現在）が批准したことにより、国際物品売買に関する統一法としての機能を果たすよ

うになり、CISGを適用する裁判例や仲裁判断例も増えてきており、それが様々なデータベースとして整備されてきていることから、CISGの解釈や適用についての予見可能性も高まっていることを受けて、経済界や学界からもCISGの早期締結に向けた期待が示されるようになってきた。この時期は、わが国の貿易をめぐる環境も変化し、従来の総合商社をはじめとする貿易商社などの貿易業界だけでなく、貿易実務の経験がない企業や中小企業等による貿易も拡大してきており、また貿易相手国も、中国をはじめとする東アジア諸国を含み、多様化してきており、当事者が多様な法制度に対応する必要性が高まっていたという状況であった。

そこで、平成18年にCISGの加入に向けた準備が再開され、研究者や弁護士から構成された（社）商事法務研究会の「ウィーン売買条約研究会」や、外務省と法務省共催の「ウィーン売買条約研究会」の検討を経て、平成20年2月13日の法制審議会（第155回会議）において、CISGの概要の説明と本条約締結の方針についての報告が行われ、同年2月22日に「国際物品売買契約に関する国際連合条約の締結について承認を求める件」の国会提出の閣議決定を行い、衆議院に提出された。同年5月16日に衆議院外務委員会において全会一致で承認すべきものと採択され、同月20日には、衆議院本会議で、本条約の締結を承認すべきとの全会一致で議決された。なお、参議院では、審議は行われず自動承認となり、衆議院の議決が国会の議決となった。

その国内手続としては、2008年7月7日に、平成20年条約第8条として公布されている。また、わが国政府は、2008年7月1日に「国際物品売買契約に関する国際連合条約」（CISG）への加入書を国連事務総長に寄託したことにより、CISGは、2009年8月1日にその効力を生ずることとなった（CISG第99条1項）。わが国は、71番目の締約国となったわけである。

なお、わが国は、CISG第91条1項における署名開放期間内（1981年9月30日まで）に署名をしなかったために、本条約の締結手続は、「批准」

ではなく「加入」によっていることを注記しておきたい。

③ 国内立法措置：直接適用

通常、わが国においては、国際条約を国内で適用するためには、国内立法措置を講ずることが多いのであるが、直接適用可能な条約（self-executing treaty）であれば、それに国内的な効力をもたせるためには、国内立法措置を講ずることなく、国内的に直接適用することができることとなっている。

ちなみに、CISG自体が、私法統一条約であること、また各国間で統一的な解釈運用がなされることが要請されていること（CISG第7条1項）、CISGの規定内容が裁判規範として採用される程度に具体的かつ明確であること、さらには、CISGの適用範囲と国内法との適用関係は明確であり（CISG第7条2項）、国内の法体系との間で混乱が生じるおそれはないことという理由で、今回は、国内的な立法措置が採られず、CISGが直接適用されることとなった。

2. CISGの理論的背景

(1) CISGの基本理念

（前文）

この条約の締約国は、国際連合総会の第6特別会期において採択された新たな国際経済秩序の確立に関する決議の広範な目的に留意し、平等及び相互の利益を基礎とした国際取引の発展が、諸国間の友好関係を促進する上での重要な要素であることを考慮し、異なる社会的、経済的及び法的な制度を考慮した国際物品売買契約を規律する統一準則を採択することが、国際取引における法的障害の除去に貢献し、及び国際取引の発展を促進することを認めて、次のとおり協定した。

（国際物品売買契約に関する国際連合条約
—外務省公式訳より）

この前文にもあるとおり、国際物品売買契約を

規律する統一法を定めることによって、国際取引における法的障害を除去して、国際取引の一層の発展を促進すること、そして諸国間の友好関係を促進することを目的としているものである。このCISGは、先の2つのハーグ条約の失敗を反省し、参加国のバランスに配慮がなされ、かつ規定の内容についても、理論的な面より、実際的な面が重視されたものである。

(2) CISGの構成

CISGの構成は、以下のとおりとなっている。

第I部 適用範囲および総則

第1章 適用範囲（第1条～第6条）

第2章 総則（第7条～第13条）

第II部 契約の成立（第14条～第24条）

第III部 物品の売買

第1章 総則（第25条～第29条）

第2章 売主の義務（第30条～第52条）

第3章 買主の義務（第53条～第65条）

第4章 危険の移転（第66条～第70条）

第5章 売主と買主の義務に共通の規定（第71条～第88条）

第IV部 最終規定（第89条～第101条）

上記のとおり、第I部では、第1章でCISGの適用範囲や適用排除等を定めており、第2章でCISGが採用している信義則等の基本原則を定めていることから、この第I部は、すべてに適用されることとなる。

第II部は、申込みと承諾ならびに契約の成立に関し規定しており、国際売買契約のすべてに適用されることとなっている。また、この第II部については、前記で説明した1964年に制定された「国際物品売買契約の成立に関する統一法」（ULF）を引継いだものであり、第III部は、売主および買主の権利義務という売買契約の実体規定を規定するとともに、内容的には、1964年に制定された「国際物品売買に関する統一法」（ULIS）を継承したものである。なお、CISGを採択するにあたっては、共通規定である第I部に加え、第II部ま

たは第III部のいずれか一方のみを採択することができるという柔軟性をもった国際条約となっている。

(3) CISGの意義

① 国際商慣習等の関係

上記で見てきたとおり、CISGの締約国の数も70カ国を超え、英国を除くと、わが国の主要な貿易相手国は、ほとんど加盟しており、世界貿易の3分の2は、CISGの締約国間で行われている状況、さらに最近では、中国などアジア諸国における貿易の拡大により、多様な法制度に対応する必要性が増大し、各国での判例の蓄積も増えてきている状況を見ると、CISGは、国際売買取引に関するグローバルな客観基準となり、かつ国際物品売買に関する統一私法としての地位を徐々に確保してきている。

1964年のハーグ条約が、大陸法中心であったことから、世界の異なった法域の法体系や社会・経済体制の存在が反映されていなかったという反省を踏まえ、国毎に法的考え方に大きな違いがある理論的な部分について、その共通性を確保することよりは、より実的なアプローチをすることにより、取引に従事する当事者にも理解しやすくとすることが第一の目標とされ、かつ米国の統一商事法典（UCC）の影響も受け、簡易な用語を利用しながら、具体的な意味を説明する方法がとられている。

このようにCISGは、いずれの国にとっても合意しやすいルールとなっており、国際売買における当事者自治の原則（第6条）、国際商慣習として国際商業会議所（International Chamber of Commerce: ICC）が策定した貿易条件であるインコタームス（Incoterms）⁽⁷⁾ や信用状統一規則（UCP）⁽⁸⁾ などの国際商取引の慣行や商慣習の拘束力も認められることとなっている（第9条）。結果として、私的自治を前提とする各国の国内売買に関する法と同様に任意法規性を持ち、契約などにおいて別段の定めがない場合のよりどころとしての機能を発揮している。

② わが国の民商法との違い

CISGをわが国の民商事法と比べた場合、主な特徴は以下のとおりである。

(i) 申込みに対する承諾の通知に関して民法の原則である発信主義（民法第526条1項）ではなく、到達主義を採用している（CISG第18条2項）。

(ii) 民法では、申込みの撤回が原則不可能（民法第521条1項、第524条）となっているが、撤回が可能となっている（CISG第16条1項）

(iii) 民法では、申込みに変更を加えた承諾は新たな申込（民法第528条）となっているが、変更が実質的でない場合には、承諾となる（CISG第19条2項）。

(iv) 民法で規定している瑕疵担保責任や危険負担制度がない。

(v) 民法における原始的不能という考え方や、債務不履行の形態である履行遅滞、履行不能、不完全履行の区別がなく、一元的な契約違反の概念を採用している。

(vi) 民法における過失責任主義を採用しておらず、義務違反のみが損害賠償請求の要件となっている（第45条1項(b)、第61条1項(b)）。

(vii) 契約解除権を制限し、重大な契約違反に基づく解除（例：第49条1項(a)）と契約履行に対して付加期間を設定し、その延長された期間内に履行がない場合の契約解除（例：第49条1項(b)）に限定されている。

(viii) 条約の解釈にあたり法適用の統一性、また、国際取引における信義則の遵守の促進を考慮することとなっている（第7条1項）。

以上からも明らかであるが、このCISGの考え方は、現在民法典の改正のために取りまとめられ公表された「債権法改正の基本方針」⁽⁹⁾とも共通している部分が多い。売買取引において、国内と国際とで考え方を一致させておくことが望ましいという点からは、当然のことであろう。

3. CISGの適用範囲

(1) 日本法としてのCISGの適用範囲

① 適用事例

これまでは、日本企業の多くは、売買契約の相手方が指定する国あるいは第三国の契約法などを準拠法として指定することが多く、準拠法として日本法を指定し採用することは実務的にはそれほど多くはなかったのではないだろうか。その理由はいろいろあげられるが、1つは、世界貿易に力める日本企業が関与する売買取引量の多さにもかかわらず、日本法についての認識や知名度・理解度の低さではないであろうか。

しかし、今般、日本においてもCISGが国際売買取引に直接適用されることとなったため、それぞれの国の国内法の適用の是非を考えるとなく、CISGの締約国で異なる国に営業所を有する当事者の間や日本以外のCISGの締約国に営業所を有する企業間の売買取引についても、CISGが共通法として適用されることとなる。またCISGを含む日本法を準拠法として指定することを交渉することも、比較的容易になったのではないかといえる。

なお、CISGに関して、日本の裁判所において適用された事例があるかどうかという点であるが、CISGそのものの適用事例ではないが、適用法を解釈する際の参考として参照された事案もなかったわけではない⁽¹⁰⁾。この事案は、米国人の被告との間のクラシックカーの売買契約に伴って発生した契約解除と損害賠償請求の事件であり、日本の国際裁判管轄の有無を判断するために、準拠法がどこの国の法によるのかが判断されたものであり、そのなかで米国の州法が適用されるかどうか、またその州法にCISGが含まれるかどうかについて言及された事例である。この事案は、CISGの判例データベースにも紹介されている⁽¹¹⁾。

② 適用範囲

このCISGは、適用される売買取引の範囲をはじめとして、売買契約の成立および物品の売買に関する売主や買主の義務などを規定しているが、

その内容は、国際的な物品売買契約をすべてカバーするものとなっていない。そこで、対象となる国際売買取引とはなにか、また、どのような国際売買取引がCISGの対象となるのか、さらには、CISGはどのような場合に適用されるのかなどについて、以下、CISGの適用範囲について検討を行うこととする。

(2) 国際的な物品売買契約とは

① 適用基準

CISGは国際物品売買契約に適用されることとなっているが、まずは、適用対象となる国際的な物品売買契約の適用範囲は、下記のとおりとされている（第1条1項）。

- (i) 物品の売買契約であること、
- (ii) 営業所が異なる国に所在する当事者間の契約であり、
- (iii) 両当事者の営業所の所在国がいずれも締約国であるか、あるいは
- (iv) 締約国の法の適用が導かれる場合

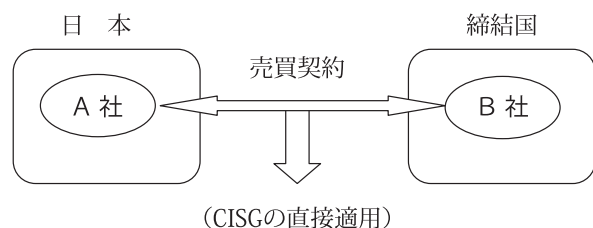
第1条【一般的適用基準】

(1) この条約は、営業所が異なる国に所在する当事者間の物品売買契約について、次のいずれかの場合に適用する。

- (a) これらの国がいずれも締約国である場合
- (b) 国際私法の準則によれば締約国の法の適用が導かれる場合

② 直接適用

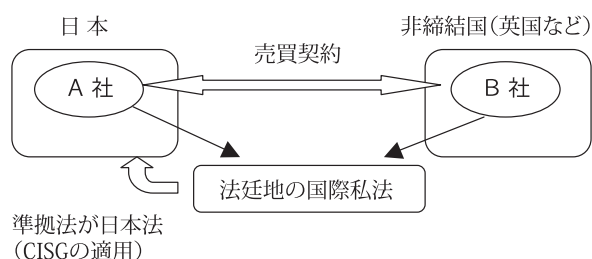
両当事者の営業所の所在国がいずれも締約国である場合には、当事者の合意や、なんら他の法（通則法など）を介在することなく、CISGが直接適用されることとなっている。



ちなみに日本法を準拠法として選択した場合であっても、CISGを適用除外とする旨が明記されない限り、相手の営業所が締約国にある場合には、CISGが自動的に適用される（準拠法の合意がない場合、また他の締約国の法を準拠法とした場合も、同じく、CISGが適用される）。

③ 間接適用

当事者の一方または双方の営業所が非締約国に所在するときであっても、法廷地の国際私法のルールを適用した結果、締約国の法律が準拠法として決定された場合に、締約国の法の一部としてCISGが適用されることとなるケースを想定している。これは、上記の直接適用されるケースと比較すると、法廷地の国際私法を経た間接的な適用となるケースである。



もし訴訟を提起されたのが非締約国の裁判所である場合には、その国の国際私法によって締約国の法が準拠法とされ、CISGが適用されることとなるのがCISGの原則ルールであるが、当該非締約国の裁判所は、当然CISGには拘束されることとはならないので、CISGが適用されるかどうかは当該裁判所の判断に委ねられることとなる。したがって、このような場合であっても、締約国の法が準拠法とされ、CISGが適用されるものと安心はしてはならない。そのためにも、実務的には、十分にCISGの適用可能性有無を判断しておくことが必要となる。

④ 国際性の判断基準

(i) 取引当事者の国際性

CISGでは、その「国際性」は、「営業所が異なる国にある当事者間」という要件が規定され

ており、取引当事者の国際性だけを考慮の対象としている。

通常、いわゆる国際売買取引とは、取引当事者の国際性や、物品の国際的な移動あるいは国際的な決済を伴うもの、つまり様々な視点での国境を越えた取引（クロスボーダー取引）がその対象として考えられているのであるが、CISGでは、取引当事者の国際性のみが適用要件とされている。このことから通常は国際売買取引として認識されてこなかった取引についてもCISGの適用対象となる物品売買取引に該当する取引も存在することとなる。つまり、日本国内で物品の引渡が行われる売買取引であり、それが一方または双方とも異なる締約国に営業所を有する当事者間で行われる場合である。なお、取引当事者も、その国籍は関係ないとされ（第1条3項）、単に営業所が異なる国に所在するということが国際性の判定基準となっている。

従来は、国内で引渡しが行われる物品売買については、日本法が準拠法として適用されることも多かったであろうし、また当事者間で準拠法の選択がない場合には、法の適用に関する通則法第8条が適用され、最も密接に関係がある地の法によるとし、売買契約など特徴的な給付を当事者の一方のみが行うものであるときは、その給付を行う当事者、つまり売主の営業所の所在地の法が最も密接に関係がある地の法であるとされている。よって、売主が日本に営業所を有する場合には、日本法が準拠法として適用されることとなっていたが、売主と買主がCISGの異なる締約国に営業所を有している場合には、通則法の適用とは関係なく、また売主が締約国に営業所を有する場合には、この通則法の適用をうけて、CISGが適用されることとなったわけである。

(ii) 物品の輸出入取引は

一方、日本国内に営業所を有する当事者間の売買取引であるが、売買対象物品が外国へ輸出されるもの、あるいは外国から輸入されるものなどについては、CISGの対象外となる。もち

ろん、当事者間でCISGを適用することに合意をした場合は、この限りではない。ちなみに、日本企業が関与する物品の輸出取引においては、商社が輸出のために物品のメーカーから物品を購入し、それを海外の買主向けに輸出するというケースが通常の取引形態であるが、このような取引においては、商社が国内で物品を売買する取引は、CISGが適用されず、商社が海外の買主との間で行う輸出取引には、CISGが適用されることになる。物品の輸入取引も同様に、同じ売買取引において、当事者の違いにより、CISGが適用されたり、適用されなかったりするという問題が生じることとなる。一般的に一連の売買取引においては、準拠法は同一であることが紛争処理のためには適切であるというわけであるが、上記のようにCISGが適用されたり、適用されなかったりするというのは、やはり問題があるといわざるをえない。解決方法としては、CISGの適用を排除するか、あるいはいずれの場合にもCISGを適用することを契約において規定することが必要であろう。

(iii) 企業グループ間の取引

なお、極端な例であるかもしれないが、同じ企業グループのなかでも、日本法人とその海外現地法人との間の売買取引（あるいは海外現地法人同志であっても、その営業所が異なる国にある場合の売買取引）については、それらの営業所が締約国にある場合あるいは法廷地の国際私法により、締約国の法（たとえば日本法）が準拠法として指定される場合には、CISGの適用を排除しないかぎり、CISGが適用されることとなる。

実際には、同じ企業グループ内の企業同士で紛争となるケースはほとんどないかもしれないが、グループ企業間だけで紛争が生じるというよりは、グループ外との物品売買契約が関係してきた場合には、それらとの整合性が問題となりうる。契約で日本法のみを準拠法として合意している場合も、当該日本法にはCISGが含まれることとなるので、この点留意が必要である。

⑤ 営業所とは

前記のとおり、国際性が「営業所が異なる国にある当事者間」という要件となっているが、この「営業所」については、第10条を除き、定義がない。ただし、「営業所」が異なる国に所在するという事実は、契約から認められる場合や、契約の締結以前の当事者間の取引関係または契約の締結以前に当事者が明らかにした情報で認められる場合であるとされている（第1条2項）。

第1条【的適用基準】

(2) 当事者の営業所が異なる国に所在するという事実は、その事実が、契約から認められない場合または契約の締結時以前における当事者間のあらゆる取引関係からもしくは契約の締結時以前に当事者によって明らかにされた情報から認められない場合には、考慮しない。

つまり、当事者の営業所について契約上明記されているか、そうでない場合であっても、契約の締結前に当事者間で明らかであれば、「営業所」の所在場所の特定ができるものとされている。また、国をまたがって複数の営業所を有する企業などグローバルな活動を行っている企業については、どの営業所が対象となるか、どの営業所を対象として考えたらよいのかという問題も存在する。

第10条【営業所の定義】

この条約の適用上、

(a) 営業所とは、当事者が二以上の営業所を有する場合には、契約の締結以前に当事者双方が知り、または想定していた事情を考慮して、契約およびその履行に最も密接な関係を有する営業所をいう。

(b) 当事者が営業所を有しない場合には、その常居所を基準とする。

複数の営業所を有する企業の営業所については、契約書の当事者の部分に住所が規定されている場合は、それを国際性の判断のための住所とし

て考慮されることとなるが、そうでない場合には、契約の締結以前の状況が考慮されるものの、基本的には、当該売買取引について最も密接に関係する営業所が該当するといつてよいと考えられる。

なお、日本企業の海外事務所については、単なる情報の収集基地としての駐在員事務所や、現地の税制上の要求あるいは外国人の事業活動の制限などを考慮して様々な形態で設置されていることが多い。また現地法制上外国会社あるいは支店として登記がなされている場合であっても、実質的に営業活動を行っていない（あるいは行えない）場合があるので、このような営業活動を行っていない事務所は、第10条における営業所とすることはできないものとする。

また、下記の条文からも明らかであるが、当事者の国籍や、当事者の民事的または商事的な性質により、当事者の営業所の所在地に応じた適用を判断することはないとされている。

第1条【一般的適用基準】

(3) 当事者の国籍および当事者または契約の民事的または商事的な性質は、この条約の適用を決定するに当たって考慮しない。

このような営業所の所在地がどこかという問題を避けるためにも、実務的には、契約当事者の住所を契約書に明記することにより、CISGが適用される契約書であるかどうかを明確にすることが重要となる。

通常、契約書の当事者の表記に、会社の登記上の住所を記載するケースがよくみられるが、登記上の住所に主たる営業所がある場合はともかく、主たる事務所や営業所以外の場所に会社の登記を行っているような場合には、登記上の住所はかならずしも営業所とはいえない場合もあるので、CISGが適用されるかどうかという問題がある。上記のとおり、CISG第1条3項において、当事者の国籍（設立準拠地）は、CISGの適用にあたって考慮しないとされているために、実質的な営業主体はどこかということをはっきりさせる必要がある。

⑥ 「物品売買契約」とは

CISGにおいては、「物品売買契約」とはなにかについて特別な規定を置いていない。

ただ、CISGにおいては、売主は、契約およびこの条約に従い、「物品を引渡し、物品に関する書類を交付し、および物品の所有権を移転する」義務を負うと定め（第30条）、買主は、契約およびこの条約に従い、「物品の代金を支払い、および物品の引渡ししを受領する」義務を負うと定めているので（第53条）、日本民法上の「動産」の「売買契約」とほぼ同じであると考えてよいのではないだろうか。

(3) 適用除外の売買契約

CISG第2条においては、「物品売買契約」に該当しない売買をあげている。

第2条 【適用除外】

この条約は、次の売買については、適用しない。

(a) 個人用、家族用または家庭用に購入された物品の売買。ただし、売主が契約の締結時以前に当該物品がそのような使用のために購入されたことを知らず、かつ、知っているべきでもなかった場合は、この限りでない。

(b) 競り売買

(c) 強制執行その他法令に基づく売買

(d) 有価証券、商業証券または通貨の売買

(e) 船、船舶、エアクッション船または航空機の売買

(f) 電気の売買

① 消費者売買の適用除外

消費者売買については、各国がそれぞれ消費者保護を法律で規定していることから、各国の消費者保護法を尊重するために、CISGでは、個人用、家庭用または家族用に購入された物品の売買については消費者売買として適用除外とされている。

しかし除外対象である消費者売買について、「個人用、家庭用または家族用に購入された」という意味が、実際の物品の使われ方を意味するのか、あるいは買主の意図にすぎないのかはかなら

ずしも明らかではない。ただし、個人が物品を仕事に使用する目的で購入する場合には、「個人用、家庭用または家族用」に購入したとはいえないので、CISGが適用されることとなると考えられる。

このように、消費者売買としてCISGが適用されていない場合であっても、売主が契約の締結以前にそのような使用のために購入されたことを知らず、かつ知っているとは判断されない場合には、この限りでなく、不意打ちを避けるためCISGが適用されることとされている（第2条(a)ただし書）。ただし、消費者売买到該当するかどうかは、法廷地における消費者保護法により判断されることとなるであろうし、もし日本が法廷地となった場合には、日本の消費者契約法の条項のなかで、強行法であると解釈されるものは、CISGの規定のいかんを問わず、CISGに優先して適用されることとなろう。

② その他売買の対象外

第3条【売買の定義】

(1) 物品を製造し、または生産して供給する契約は、売買とする。ただし、物品を注文した当事者がそのような製造または生産に必要な材料の実質的な部分を供給することを引き受ける場合は、この限りでない。

(2) この条約は、物品を供給する当事者の義務の主要な部分が労働その他の役務の提供からなる契約については、適用しない。

CISG第3条では、売買のなかに、「物品を製造し、または生産して供給する契約」を含むこととしており、いわゆる製作物供給契約および売買契約と役務提供契約の混合契約のような契約が適用されるかどうかを規定している。つまり、請負や役務提供が対象となっている取引契約について、CISGの適用対象となるかどうかについては、製造または生産に必要な材料の買主による供給が、必要な材料の実質的な部分を占めるかどうかということが判断基準となっている。以下、関連する取引契約について検討をする。

(i) 製作物供給契約

CISGは、物品の製作物供給契約については、買主が製造または生産に必要な材料の実質的な部分の供給を行う場合には、適用されないこととしている（第3条1項ただし書）。また、委託加工など契約の主要な部分が、労働やその他の役務の提供である場合には、やはり、CISGの適用対象ではないとしている（第3条2項）。これら「実質的な部分」や「主要な部分」の解釈に関しては、数量的あるいは経済的価値のいずれを判断材料とするかについて、各国における裁判例でも分かれているようである。CISG第3条に関連する判例は、2008年現在、39例があるようである⁽¹²⁾。また、この点に関しては、CISGにおいてもその解釈に関する意見を公表しているので、参考にされたい⁽¹³⁾。

(ii) プラント輸出契約

一方、プラント輸出契約が適用対象となるかどうかについては、機器等の売買と、設置場所における工事の請負とが明確に分離できるのであれば、機器等の売買については、CISGの対象となると考えることもできよう。しかしながら、通常、プラント輸出契約の場合には、FIDIC（国際コンサルティング・エンジニア連盟）⁽¹⁴⁾などが作成した標準契約書式を利用することが多いので、CISGが適用されるとしても、当事者間での合意が優先するという基本原則が適用されるかぎり、大きな問題はないと考えられる。

以上からも理解できるように、実務的には、買主から材料等の提供がある場合や、役務提供が契約の相当部分を占める物品の製造または生産を含む売買契約を締結する場合には、CISGの適用対象とすべきかどうかを検討した上で、適用排除とすべきかどうかを決めるべきであろう。CISGでは売主や買主の義務等を規定しているだけであるので、CISGが適用されてもとくに不都合ではないと割り切ることもできるが、いずれの場合であっても、後日の紛争を避けるためにも少なくとも当事者間で準拠すべきルールを明確にしておくことが望ましい。

③ 売買基本契約に関連する問題

次に、国際的な売買取引については、個々の売買取引だけでなく、継続的な売買取引のため当事者間で売買基本契約や継続的取引基本契約等（以下、「売買基本契約」という。）を締結して行われるケースが多いと考えられる。このような国際的な売買基本契約に基づき行われる個々の売買取引について、CISGが適用されるかどうか、また売買基本契約自体についてもCISGが適用されるかどうかを検討することが必要となる。

まずは、CISGが日本法の一部として適用されることとなった2009年8月1日以降に締結される個別売買契約については、当然のことながら、CISGの適用があることになるが、売買基本契約においてその準拠法についての規定をおく際に、個々の売買契約についてもCISGが適用されることとするか、あるいは適用を排除するかどうかについて検討しておくべきである。この場合、売買取引の当事者の営業所が異なる締約国にある場合には、上記の適用日以降は、何の規定もおかなければ、当然にCISGが適用されることとなるために、もしCISGの適用を排除するためには、その適用排除の規定を売買基本契約において、明記しておかなければならない。

通常、個別売買契約は、単純なOffer Letter（申込書）とそれに対するAcceptance Letter（承諾書）などの交換で締結されることが多く、個別の売買契約の都度、準拠法などを規定することは少ない。そこで売買基本契約書において、売買基本契約およびそれに基づき締結される個別売買契約に適用される準拠法とともに、CISGが適用されることの確認をするか、あるいは、適用を排除するかを明記しておくことが望ましい。

一方、上記の基準日以前に締結された売買基本契約に関しては、別途、当事者間で適用排除についての合意がないかぎり、上記の基準日以降に締結される個別売買契約については、当事者の営業所が異なる締約国にある場合には、CISGが自動的に適用されることとなる。しかし、上記の基準日以前に締結された売買基本契約がCISGの対象となるかどうかについては、売買基本契約の内容

がCISGで規定している物品の売買に該当するかどうかを考えると、もし売買基本契約において、売買の対象商品が規定され、かつ売買価格なども規定され、個別売買契約では、納期やそれ以外の契約の履行に関連する内容を確認するだけの場合で、売買基本契約が売買の基本的な要素を取り決めているのであれば、売買基本契約自体もCISGの対象となる物品売買契約であると考えられることもできよう。

もし売買基本契約および売買基本契約に基づき締結される個別売買契約についてCISGの適用を排除したい場合には、それが上記の基準日以前に締結した売買基本契約であっても、やはり基本売買契約書の変更契約を締結して「CISGの適用排除」について明確に合意をしておくことが必要である。その旨を個別売買取引の都度、Offer（申込み）とAcceptance（承諾）のやりとりで行われる場合には、適用排除について合意が成立したかどうかという問題が発生することとなる。また売買基本契約に類似した売買取引に関連する契約のなかに、代理店契約や販売店契約があるが、これらには、物品売買取引も含まれていることもあるので、CISGの適用の有無の検討の必要もある。

4. CISGの適用問題

(1) CISGの締約国

現在、この条約の締約国は、今回、加入書を寄託したわが国を含め、本年（2009年）8月1日時点で74カ国にのぼっており、世界の貿易の3分の2以上を占め、日本の主要な貿易相手国はすでに締約国となっている。いわゆる先進国の中で非締約国は、現時点では、英国だけであり、経済発展が著しく貿易拡大が期待される国（BRICS諸国）では、ブラジルとインドがいまだ加盟していない。（締約国については【締約国一覧表】を参照）

(2) 日本への適用

① 適用の基準日

今回、日本に関し、CISGが適用されることと

なるのは、2009年8月1日以降に締結された契約についてのみとされており（第100条2項）、それ以前に締結された売買契約（売買基本契約も同じ）には適用されないこととなっている。

また、契約の成立の可否が問題となるケースも想定して、2009年8月1日以降に契約を締結するための申入れがなされた場合にかぎり、その契約の成立の問題についてはCISGが適用されることとなる（第100条1項）。つまり、2009年8月1日以前に締結プロセスが開始された場合や同日以前に締結された契約には、CISGは適用されないこととされている。

実務的には、2009年8月1日以降に締結される売買契約に関しては、CISGが適用されることを前提として、前述の売買基本契約についての説明の場合と同様、その条項等の適否を検討すべきであることは当然のことである。

② 基準日以前の契約書の扱い

一方、同日以前に締結された売買契約に関しては、同日以降に、訴訟などが提起された場合には、その準拠法として日本法を定めていたとしても、その場合の日本法は国内法規範（民商法）でありCISG自体は含まれない。しかしながら、前述の売買基本契約のケースのように、基準日以降の個々の売買取引については、明確にCISGの適用排除を合意しないかぎり、CISGが適用されることとなるので、締結済みの売買基本契約の条項を見直し、CISGを適用すべきか、あるいはCISGの適用を排除するかを検討すべきであろう。

(3) CISGがカバーしていない事項

① 契約や慣習の有効性

第4条【CISGの適用対象の範囲外】

この条約は、売買契約の成立ならびに売買契約から生ずる売主および買主の権利および義務についてのみ規律する。この条約は、この条約に別段の明文の規定がある場合を除くほか、とくに次の事項については、規律しない。

(a) 契約もしくはその条項または慣習の有効

性

(b) 売却された物品の所有権について契約が有し得る効果

CISGは、国際物品売買契約に関するすべての事項を規律しているわけではなく、契約の成立ならびに売買契約から生ずる売主および買主の権利および義務についてのみ適用されることを規定しており（第4条1項）、契約やその条項または慣習の有効性や所有権の移転についての契約の効果については、CISGではカバーしていない（第4条2項）。このほか、消滅時効や代理などCISGが規律していない事項は多く存在している。なお、CISG第9条において、慣習や慣行自体については、その拘束力を認め、業界内の同種の契約における当該慣習の国際周知性とその一般的遵守、かつ両当事者が当該慣習を知り、または知るべきであったことが満たされるのであれば、黙示的に契約に適用されることが規定されており、その旨の判例もある⁽¹⁵⁾。

しかしながら、このCISGが規定していない事項を含め、売買契約に必要な事項に関しては、当事者間で合意した準拠法により、また準拠法の合意がない場合には、訴えが提起された裁判所が自国の国際私法に従って準拠法を定め、その法規範の実体法によることとなる。なお、この場合の準拠法は、CISG以外の国内法・国家法を意味することとなるとされているが、この点は必ずしも統一的な見解があるわけではない。

実務的には、当事者間で、少なくともCISG以外に、準拠法について合意をしておくことが望ましい。もし、日本法を準拠法として合意ができるのであれば、CISGにおいてカバーされていない事項については、国内取引に適用される民法や商法等の日本法の適用を受けると考えられる。また日本以外の締約国の法を準拠法として合意している場合には、当該締約国の国内法（たとえば、米国法の場合には、UCCなど）が適用されることとされているが、その旨の明確な規定をしておくことが望ましい。

【締約国一覧表】

【欧州】			
アイスランド	アルバニア	アルメニア (2010年1月 から)	イタリア
ウクライナ	ウズベキスタン	エストニア	オーストリア
オランダ	キプロス	ギリシャ	キルギス
グルジア	クロアチア	スイス	スウェーデン
スペイン	スロバキア	スロベニア	セルビア
チェコ	デンマーク	ドイツ	ノルウェー
ハンガリー	フィンランド	フランス	ブルガリア
ベラルーシ	ベルギー	ポーランド	ボスニア・ヘルツェ ゴビナ
マケドニア	モルドバ	モンテネグロ	ラトビア
リトアニア	ルーマニア	ルクセンブルグ	ロシア
【アフリカ】			
ウガンダ	エジプト	ガボン	ギニア
ザンビア	ブルンジ	モーリタニア	リベリア
レソト			
【中東】			
イスラエル	イラク	シリア	レバノン (2009年12 月から)
【オセアニア】			
オーストラリア	ニュージーランド		
【アジア】			
シンガポール	韓国	中国	日本
モンゴル			
【北米】			
アメリカ合衆国	カナダ		
【中南米】			
アルゼンチン	ウルグアイ	エクアドル	エルサルバドル
キューバ	コロンビア	セントビンセント及び グレナディーン諸島	チリ
パラグアイ	ペルー	ホンジュラス	メキシコ

(74カ国;2009年8月1日現在;UNCITRALのHPから)

② CISGの一般原則

一方、CISGがカバーしていない事項につき、別途特定の国の実質法を準拠法として指定していない場合はどうなるのかという問題がある。このような場合には、下記のとおり、CISGの一般原則を適用して（第7条2項）、ユニドロワ原則を適用するケースもあるようである。

第7条【条約の解釈原則等】

(1) この条約の解釈にあたっては、その国際的な性質ならびにその適用における統一および国際取引における信義の遵守を促進する必要性を考慮する。

(2) この条約が規律する事項に関する問題であって、この条約において明示的に解決されていないものについては、この条約の基礎を成す一般原則に従い、またはこのような原則がない場合には国際私法の準則により適用される法に従って解決する。

上記のCISG第7条2項に定める条約の基礎をなす一般原則とは、グローバルに考えると、上記のとおりユニドロワ原則がその1つであるとして挙げられている。ちなみに、CISGを採択したUNCITRALが、ユニドロワ原則（2004年版）をCISGの解釈・補充のため適宜利用することを推奨することを決定している（2007年7月）、このような考え方が今後広く採用される可能性もある。

もしそうだとすると、今後は、CISGにおいて規定されていない事項については、別途準拠法を合意していないかぎり、ユニドロワ原則を考慮しなければならなくなるといった問題も発生する。この点は、法廷地の裁判所がこの問題をどのように考えるかということになるが、当該法廷地の国際私法で適用される法を決定する際に悩むこととなろう。

以下は、実務的にユニドロワ原則によることをあらかじめ合意するという規定例である。

【CISGに規定のない事項はUNIDROIT原則とする条項例】

Such matters not covered by the United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods (1980) shall be governed by and construed in accordance with the UNIDROIT Principles of International Commercial Contract.

いずれにしても、ユニドロワ原則を採用するという場合には、CISGだけでなく、ユニドロワ原則の理解もしておかなければならないわけであるが、このユニドロワ原則の適用を受けたくないということであれば、CISGの規定以外については、各国の国内法が適用されることを明確に規定しておくべきであろう。条項例は、後述の「準拠法の一部としてのCISG規定の条項例」を参照のこと。ただ、所有権の移転などCISGに規定のない事項については、通常は売買契約において規定することがほとんどであるので、実務的には問題は起きないと思われる。

5. CISGの適用排除（オプトアウト）

(1) オプトアウトの規定

CISGの規定は「任意規定」とされており、契約当事者の合意により、その適用を排除することができることとなっている（第6条）。

第6条【適用排除等】

当事者は、この条約の適用を排除することができるものとし、第12条の規定に従うことを条件として、この条約のいかなる規定も、その適用を制限し、またはその効力を変更することができる。

本条は、CISG全体の適用を排除することも、またその一部の適用を排除することもできるとなっており、さらには、本条約の特定の条文の適用を制限したり、その効力を変更できることをも規定している。ただし、第12条において方式の

自由について適用を留保している国に営業所を有する当事者による売買契約については、当事者間で、CISGの適用を制限したり、その効力を変更することができないこととなっているが、当然であろう。

以下では、適用排除の効果について分析するとともに、その条項例も紹介することとしたい。

(2) オプトアウトの方式

本条には、CISGの適用排除の合意をどのように行うかについては規定されていないが、一般的には明示的に行うことが必要であろう。しかし、黙示の適用排除についても、とくに制限がないので、認められる可能性もあると考えられており、裁判例では適用排除について黙示の合意を認めた事例もある⁽¹⁶⁾。「CISGの規定の適用を排除する」旨を明記していない場合、準拠法に指定された国の国内実体法規を適用するか、それとも当該国の法体系にはCISGが含まれるとしてCISGを適用するか、裁判例はまちまちである。この場合、CISGの適用除外（オプトアウト）とした事例⁽¹⁷⁾とCISGを適用した事例⁽¹⁸⁾の両方があり、必ずしも統一がとれていない。この点は、法廷地の裁判所が独自に判断することになることから、やむをえないであろう。

しかし、CISGの適用を排除する目的で、たとえば「日本法」を準拠法とした場合には、別途、CISGの適用を排除する旨の明確な合意や明確な規定がないかぎり、CISGの排除をしているかどうかは明確ではない。当事者の意思が、CISGの適用を排除して日本の国内法によるという趣旨であるのか、あるいは単にCISGの適用を排除する趣旨であるのか不明確であるからである。このような考え方で、当事者の意思がCISGの適用を排除する趣旨ではなく、上記のとおりCISGを適用した判例もある。

以上のことから考えると、CISGを排除する場合は、明確に、国内法の適用の有無を含め、その旨を規定すべきであろう。その排除のための条項例は以下のとおりである。

【適用排除の条項例 1】

Any and all provisions of the United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods (1980), shall not be applied to this Contract.

This Agreement shall not be governed by the United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods (1980), the application of which is expressly excluded.

この規定は、単純にCISGの適用を排除するための条項例である。

【適用排除の条項例 2】

The contractual relations of the Parties including the interpretation of this Agreement and any and all rights and obligations of each individual sale and purchase contract made by the Parties hereto under this Agreement shall, in all respects, be governed by and enforced in accordance with the internal and substantive laws of Japan, without regard to its conflicts of laws. The provisions of the United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods (1980) shall be expressly excluded.

この条項例では、まずは準拠法を日本法として指定し、CISGの適用を明確に排除することを確認している。この規定にある日本法とは、国内法でかつ実質法としての日本法であるとしており、またこの条項例では、国際私法としての通則法の適用も排除することとしている。国際私法である通則法の適用を排除しているのは、通則法を適用した結果、締約国の法が準拠法となった場合には、CISGが適用されることになるためであり（第1条1項(b)）、この場合のCISGの排除の効果について疑問が生じることとなるからである。

【適用排除の条項例 3】

Any offer, acceptance, counteroffer, purchase order, any contract confirmation, or this Contract for such sale of Goods, shall be made in writing. Any provision of the United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods (1980) inconsistent with this terms, including without limitations Article 11 thereof, shall not be applied to this Contract.

この条項例は、個別条項でCISGを選択しない(排除する)場合に利用することができる例である。

以上の各種適用排除条項例は、よく利用されるものであり、必要に応じ、適宜修正して利用することが望まれる。

(3) オプトアウトの是非

以上みてきたように、CISGの適用を排除したほうがよいかどうかについては、賛否両論があると思われる。

従来から、国際的な物品売買取引を行ってきている大手企業や貿易商社などは、すでに国際売買取引に必要な条項を規定した標準的な売買契約書を用意したり、利用したりしており、また当事者間で国際売買取引に関する主要な事項については、引渡し条件・価格条件および危険移転に関する取決めでもあるインコタームス(国際商業会議所)の利用も含め、契約書にほとんどが反映されているので、CISGの規定が実際に当事者間で適用される余地はほとんどなく、CISGの規定を採用する必要性は感じておらず、これまではCISGがなくても実質的にはあまり影響がなかったと思われる。そこで欧米の実務家の多くや、大手企業ならびに貿易商社の多くではCISGの適用を排除するのが簡単で便利であるということから、CISGの適用を排除する旨の規定を単純に挿入してきたのも理解できないわけではない。

しかし、大手企業や貿易商社以外の中小企業や貿易取引につきあまり経験のない企業にとっては、CISGの適用を排除してよいのか、また排除

して問題が起きないかどうかについては、正直どうしていいのかわからないというのが実態ではないだろうか。

主要な売買契約条項を盛り込んだ売買契約書が用意され、それが利用されるのであれば、そこに規定されている事項については、確かにCISGの影響はあまり受けないであろう。しかし、このような売買契約書につき相手方が同意しない場合(準拠法の選択も含め)や、相手方が用意した契約書のままではリスクがありそうだという場合などは、そのままの契約書を利用することができない場合があるかもしれない。あるいは、特定国の法律(国内法)がその準拠法として定められている場合には、将来発生する売買取引におけるリスクについて、ある程度認識されているといえるかもしれない。しかし当該特定国の法律の一部として従来の国内法に加えCISGが適用されることによるリスクの分析が行われていないなどというケースもあるかもしれない。

CISGの制定から30年近くたち、CISGに関連した各国の判決例も増えてきている状況下、国際的な物品の売買取引を避けては通れない日本の企業としては、いつまでもCISGの適用を排除することはできないこととなろう。そのことが国家として今回のCISGへの加入の決断をした理由であろうし、また国際的な企業として生き残るためにも、CISGの適用を前提として検討すべきであることをここに指摘しておきたい。

(4) オプトインの是非

これまで、CISGの適用排除(オプトアウト)の是非の問題を検討してきたわけであるが、ここでは、CISGを準拠法の一部として積極的に採用した場合の利点などを検討することとする。つまり、準拠法条項において「準拠法はCISGとする」、「準拠法には、CISGも含む」とか「本契約の成立と当事者の権利義務はCISGによる」などとして準拠法あるいはその一部としてCISGを指定することが可能かという問題やそれがはたして意味があるのかどうかという問題である。

国際的には、伝統的に当事者自治の原則により、

当事者間で準拠法の選択をすることができることとなっており、またCISGにも適用されている当事者自治原則からは、当事者間でCISGの適用の合意をすれば、その合意も有効であると認められるとされるというのが一般的な解釈である。一方、CISG第1条1項は、CISGの適用を直接適用および法廷地国の国際私法に基づく適用としていることから、CISGの適用排除は認められるものの、CISGの積極的採用（オプトイン）は認められないとする意見もある。このような問題を避けるためには、準拠法としての指定は、特定の国の国内法とした上で、CISGも各国の契約法の一部として適用されるという規定をすることが望ましいであろう。

CISGは、その規定の内容が、契約の成立問題と売主および買主の権利義務に限定されており、売買契約に通常必要とされる契約の有効性や所有権移転等の問題などについては規定されていないために、CISGだけを準拠法として指定した場合には、CISGに規定されていない事項についてはどうなるのかという問題がある。この点については、すでに解説済みであるが、CISGの一般原則を適用して（第7条2項）、ユニドロワ原則を適用するケースもあるようであり、また、CISGに規定のない事項については、法廷地の国内法によりカバーできることとなるので、CISGを準拠法とすることには、特段の問題はないといえるであろう。

【準拠法としてCISGを規定する条項例】

The Parties hereto agree that this Contract shall be construed, interpreted and governed by the United Nations Convention on Contracts for International Sale of Goods (1980) including without limitations, the rules of contract formation in Part II thereof.

この条項例は、CISGを準拠法として指定するために規定であるが、CISGの第II部における契約の成立に関するルールも含めることを確認するためのものである。

【準拠法の一部としてのCISG規定の条項例】

The contractual relations of the Parties including the interpretation of this Agreement and any and all rights and obligations of each individual sale and purchase contract made by the Parties hereto under this Agreement shall, in all respects, be governed by and enforced in accordance with the internal and substantive laws of Japan, including the provisions of the United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods (1980).

この条項例においては、CISGに規定のない事項について、準拠法が決められていないという問題があったため、それをカバーするため、締約国の法（ここでは日本法）を準拠法として指定し、それにCISGも含むということで対応しようとしたものである。

また、国際物品売買契約の当事者の双方または一方の営業所の所在国がCISGの締約国でない場合には、本来、CISGは直接適用されないわけであるが、国際物品売買契約において、CISGを準拠法として選択（オプトイン）する場合には、当事者自治の原則に従えば問題はないといえるわけである。つまり、上記条項例のように締約国法を準拠法に指定し、同国法規範にCISGが含まれることを明記しておけば、CISGが規律する事項にはCISGが適用され、それ以外の事項については当事者が指定した準拠法が適用されることになる。

ちなみに、当事者の一方の営業所が非締約国にある場合で、準拠法として締約国の法を指定したが、CISGが適用されることを明記していない場合に、すでに説明したとおり、非締約国の裁判所において、CISGを採用するかどうかについて、かならずしも確実であるとはいえない可能性もあり、適用を排除されたケース⁽¹⁹⁾もあるので、今後は、国際物品売買契約において、CISGが適用されるかどうかについては、念のために明記しておくよう注意が必要である。

(5) 留保宣言の影響

CISG（ウィーン売買条約）が適用されるのは、営業所が異なる国にある当事者間の物品売買契約であって、これらの国がいずれも締約国である場合（同項a号）、または、国際私法の準則がある締約国の法を導く場合である（同項b号）。同条約の締約国の裁判所は、この適用要件を充たす契約については、条約上の義務として同条約を適用しなければならない。それに対し、非締約国の裁判所には、当然のことながら、このような条約上の義務はない。そこで、非締約国の裁判所は、国際私法によって準拠法を決定し、当該準拠法国の法を適用することになる。問題となるのは、準拠法国がCISGの締約国である場合に、同条約を適用すべきか、または、準拠法国の国内法を適用すべきかである。その際、当該準拠法国が、95条に基づき、1条1項b号に拘束されない旨を宣言しているか否かも考慮しなければならない。

この問題については、準拠法国がCISGに加盟している国家意思を尊重し、準拠法国の法の一部として同条約を適用すべきであろう。また、準拠法国が95条に基づく留保宣言を付したうえでCISGに加盟している場合には、95条が挿入された立法経緯および同条に基づく留保宣言を行っている国の国家意思に鑑み、同条約ではなく、国内法を適用すべきであろう。

おわりに

この条約CISGの特徴は、物品売買契約のすべてを対象としたルールではなく、それが対象としているのは、物品売買契約の成立問題と売買契約から生ずる売主および買主の権利義務についての問題に限定されていることである。また、売買契約自体の有効性や、売買対象物の所有権に対する契約の効力ならびに売買対象物に関連する製造物責任についてはCISGは適用されないこととしている（CISG第4条ほか）。

さらにCISGは、国際物品売買取引に限定はしているものの、消費者売買、契約責任、製造物責任、不法行為責任などを除外していることから、

これらの除外された部分をカバーするためには、当事者間で別途準拠法の合意をするか、あるいは法廷地の国際私法により指定される準拠法に任せることとなる。

つまり、従来のように国際私法を介さないで、CISGが直接適用されることになる結果、準拠法が国際私法により指定されるという不確実性、また外国法が指定されることによるコストを回避することも可能となる。また売買契約当事者にとって、売買契約の交渉の過程で、多様な外国法の制度に対応する必要はなくなり、CISGをベースとして交渉を行うことができる。さらに、外国企業にとっても、従来は取引の準拠法としての日本法は外国企業にとって分かりづらいということもあったが、今回のCISGの採用により、日本の国内法が適用される場合の費用と不安が除去され、日本の貿易産業の競争力を強化するための障害も減少することが期待されている。

なお、日本の裁判所にとっても、外国法が準拠法となった場合に生じる外国法適用の負担が軽減されることとなるなど、外国の多様な法制度に対応する負担の軽減を図ることができることとなるであろう。

今後、CISGが適用される事例が日本の裁判所においても判断が下されることとなってくることが想定されるが、それらの蓄積を経て、日本国内における国際物品売買契約についての両当事者の権利義務が明確になり、一方で、日本国内での売買契約を律する債権法の改正において、CISGの考え方と同様な考え方が採用されることにより、内外不一致という状態を解消していくことができれば、実務においても、より予見可能性が高まり、日本法が国際物品売買契約においても違和感なく採用されることとなることを期待して、本講が少しでも役に立つことを祈りつつ、まとめとしたい。

注

- (1) 2008年7月7日平成20年条約第8号。2009年8月1日から発効している（条約の直接適用）。
- (2) CISGの成立の経緯ならびにULFおよびULISについては、曾野和明＝山手正史『国際売買法

- [現代法律学全集60]』(青林書院, 1993) 13-18頁を参照。同条約全般については, 同書およびペーター・シュレヒトリーム(内田貴=曾野裕夫訳)『国際統一売買法』(商事法務研究会, 1997)を参照。
- (3) これらの2つのハーグ条約は, 1972年に発効したが, 締約国は9カ国にとどまり, このうち6カ国は, CISGに加盟し, これらハーグ条約を廃棄したため, 現在は3カ国となっている。
- (4) <http://www.unilex.info/dynasite.cfm?dsmid=13085>
- (5) <http://www.uncitral.org/pdf/english/congress/Broedermann-rev.pdf>
- (6) 曾野和明・中村光一・舟橋伸行「ウィーン売買条約(CISG)の解説(1)」NBL第887号(2008)23頁以下参照。曾野裕夫「ウィーン売買条約(CISG)の意義と特徴」ジュリストNo.1375(2009)4頁以下参照。
- (7) 最新版(Incoterms2000)は, 2000年1月1日から適用。任意規則であるため, 強制力はなく, 契約書に「本契約で使用されている貿易条件は, インコタームズ2000によって解釈する」という約款を入れることが一般的である。
- (8) ICCが策定したThe Uniform Customs and Practice for Documentary Credits(UCPと略されることが多い)の訳である。最新版は, UCP 600(2007年に改定)。
- (9) 2006年10月に立ち上げられた民法学者を中心とする研究グループ「民法(債権法)改正検討委員会」による改正試案である。2009年4月29日に開催されたシンポジウムで公表されてものである。別冊NBL126号。
- (10) 東京地裁平成10年3月19日判決(判タ997号286頁)。
- (11) <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/980319j1.html>
- (12) <http://www.cisg.law.pace.edu/cisg/text/digest-art-03.html>
- (13) CISG Advisory Council Opinion No. 4; <http://cisgw3.law.pace.edu/cisg/CISG-AC-op4.html>
- (14) スイスのジュネーブに本部・事務局を置き, 各国のコンサルティング・エンジニア協会を会員とし, 世界78の国と地域が加盟している。
- (15) CLOUT No.447, CLOUT No.575
- (16) CLOUT Case No.837; 黙示の合意によってCISGの適用を排除したと認めた。
- (17) CLOUT Case No.326は, 当事者間の契約でスイス法を準拠法とする合意があり, 裁判所はスイスの国内法を適用した。CLOUT case No. 483は, イギリスの当事者との売買でスペイン法を準拠法としていたが, 裁判所はCISGではなくスペイン法を適用した。
- (18) CLOUT case No. 270は, ドイツとオーストリアの当事者間の紛争で, 締約国法を準拠法としていてCISGを適用した。CLOUT case No. 541も同様である。
- (19) CLOUT No. 326; イギリスの当事者との契約でスイス法を準拠法とした事案で, スイスはCISGの締約国であるが, 裁判所はCISGを適用せず, スイス国内法規範を適用した。